

経済情報

米国～オバマ大統領は連邦最低賃金の引き上げを提案

【要旨】

- ◇ オバマ大統領は 2 月 12 日の一般教書演説で、連邦最低賃金を現在の時給 7.25 ドルから 2015 年末までに 9 ドルへ引き上げ、その後はインフレ率に連動させることを提案。
- ◇ 米国の現在の最低賃金は、平均賃金との関係、実質価値、他国との比較などからは、低い水準にあると言える。
- ◇ 最低賃金以下の就業者割合が低下してきたため、最低賃金の引き上げが直接的に雇用者所得を押し上げる効果は減少。一方で、このところ、最低賃金以下の雇用者が多い業種において雇用拡大が進んでいるという事実もある。
- ◇ 最低賃金引き上げの短期的な経済成長への影響は、プラス面として「最低賃金上昇による雇用者所得の増加（直接効果）」と「最低賃金以外の賃金上昇による雇用者所得の増加（間接効果）」、マイナス面として「雇用機会喪失による雇用者所得の減少」が挙げられる。
- ◇ が雇用者所得を 124 億ドル、実質 GDP 比で 0.1%押し上げ。 、 の影響は現環境下では限定的となる見込み。

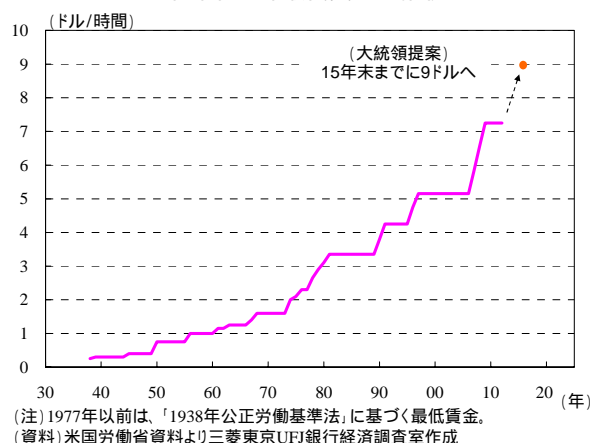
1. はじめに

オバマ大統領は2月12日の一般教書演説で、貧困と不平等解消のため、最低賃金（連邦最低賃金）を現在の時給7.25ドルから2015年末までに9ドルへ引き上げ、その後はインフレ率に連動させることを提案した^(注1)（第1図）。最低賃金の引き上げは、民主党内で賛同者が多い一方、共和党は雇用機会喪失に繋がるとして、従来から反対の立場である^(注2)。ねじれ議会の下、オバマ大統領の提案が直ちに実現するとは限らないが、現在の米国労働市場における最低賃金の位置付けと引き上げられた場合の経済成長への影響を考察しておきたい。

（注1）オバマ大統領は2008年の大統領選挙時に、最低賃金引き上げを提案。しかしその後は、経済情勢の厳しさなどを理由とした批判を受けて、言及を止めていた。

（注2）USA Today紙とピュー・リサーチセンターの共同調査によれば、オバマ大統領による最低賃金引き上げの提案は、米国民の71%が賛成。支持政党別にみると、民主党支持者は87%が賛成、共和党支持者は50%が賛成であり、共和党支持者の間では見解が分かれている。

第1図：連邦最低賃金の推移



2. 最低賃金と労働市場

(1) 最低賃金の仕組み

連邦最低賃金は「1938年公正労働基準法」で初めて設定され、その後22回にわたり引き上げられてきた。現在の連邦最低賃金（時給7.25ドル）は2009年7月24日から適用されている^(注3)。連邦最低賃金は、年間売上高が50万ドル以上の企業や、州を越えて活動する企業に適用される。

また、州レベルでも大半の州において最低賃金が設定されている。労働者は、連邦レベルと州レベルで、より高い最低賃金の適用を受けることができる。年初時点においては、19の州とワシントンDCの最低賃金が連邦最低賃金より高く、最も高いワシントン州の最低賃金（時給9.19ドル）は、大統領提案の9ドルを既に上回っている（第1表）。

(注3) 共和党ブッシュ前大統領が署名した2007年の法律に基づき、2007～09年に3回の引き上げが実施された。連邦最低賃金の変更には、議会の法案可決と大統領の署名が必要。

第1表:州レベルの最低賃金

(2013年1月1日時点、ドル/時間)

	連邦最低賃金より高い州	連邦最低賃金と同じ州	連邦最低賃金より低い州	最低賃金の設定が無い州
1	アラスカ(7.75)	デラウェア	アーカンソー(6.25)	アラバマ
2	アリゾナ(7.80)	ハワイ	ジョージア(5.15)	ルイジアナ
3	カリフォルニア(8.00)	アイオワ	ミネソタ(6.15)	ミシシッピ
4	コロラド(7.78)	アイダホ	ワイオミング(5.15)	サウスカロライナ
5	コネチカット(8.25)	インディアナ		テネシー
6	ワシントンDC(8.25)	カンザス		
7	フロリダ(7.79)	ケンタッキー		
8	イリノイ(8.25)	メリーランド		
9	マサチューセッツ(8.00)	ネブラスカ		
10	メイン(7.50)	ニューハンプシャー		
11	ミシガン(7.40)	ニュージャージー		
12	ミズーリ(7.35)	ニューヨーク		
13	モンタナ(7.80)	ノースカロライナ		
14	ネバダ(8.25)	ノースダコタ		
15	オハイオ(7.85)	ペンシルベニア		
16	オレゴン(8.95)	サウスダコタ		
17	ロードアイランド(7.75)	テキサス		
18	バーモント(8.60)	ユタ		
19	ワシントン(9.19)	バージニア		
20		ウェストバージニア		
21		ウイスコンシン		
計	19州とワシントンDC	22州	4州	5州

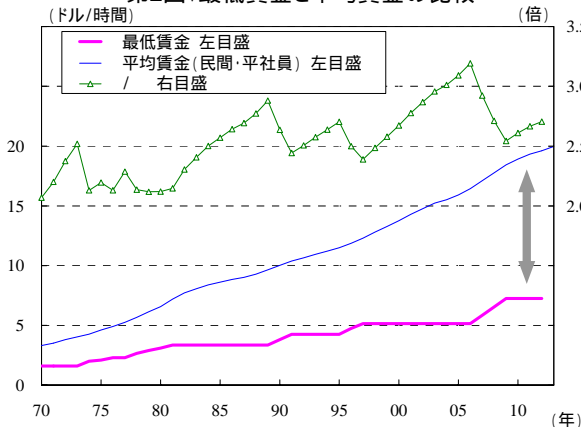
(資料)米労働省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2) 最低賃金の水準感

現在の連邦最低賃金の水準感を確認しておきたい。平均賃金との関係を見ると、足元における平均賃金は最低賃金の2.7倍となっている。最低賃金の上昇ペースが相対的に緩やかであったため、双方の差は拡大傾向で推移してきた(第2図)。

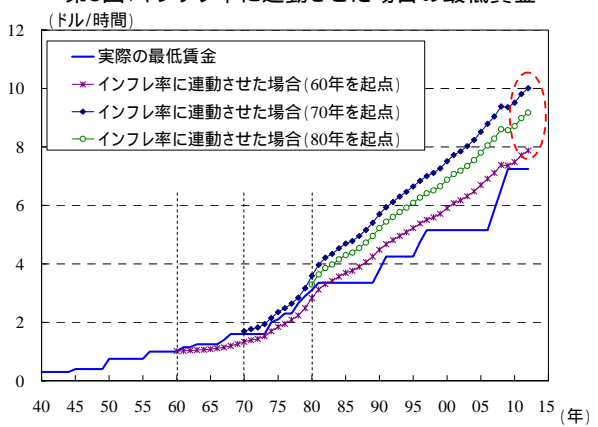
次に実質価値の観点である。仮に最低賃金が、1960年、70年、80年を起点にインフレ率に連動して引き上げられてきたとすれば、いずれも現在の最低賃金より高い水準となるため、実質価値は減少してきた状態にある(注4)(第3図)。なお、オバマ大統領が提案している最低賃金9ドルとは、80年を起点にインフレ率に連動させた場合の水準である。

第2図:最低賃金と平均賃金の比較



(資料)米労働省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第3図:インフレ率に連動させた場合の最低賃金

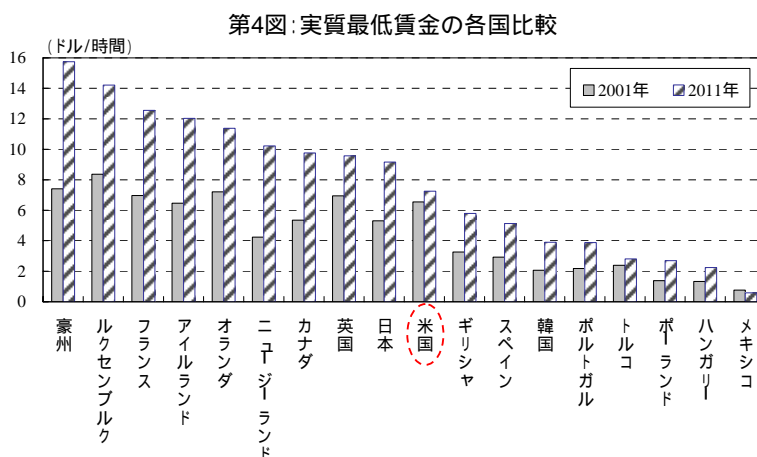


(資料)米労働省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

また、実質ベースの最低賃金を他国と比較すると、米国の最低賃金は 2001 年頃に主要先進国と同水準であったところ、ここ 10 年間の実質的な伸び率が限られたため、最近では主要先進国を大きく下回る水準にある（第 4 図）。例えば、豪州の最低賃金は時給 15.7 ドル（2011 年時点）と米国の 2 倍程度、フランスも 12.5 ドル（同時点）と米国を大幅に上回っている。

このような平均賃金との関係、実質価値、他国との比較などから、現在の米国の最低賃金は低い水準にあると言える。

（注 4）ホワイトハウスは、2015 年末までに最低賃金を時給 9 ドルに引き上げることで、実質最低賃金がレーガン政権期まで戻るとし、その後にインフレ率と連動させることで、実質価値が 34% 低下した 1978-89 年や、19% 低下した 1998-2006 年の様な状況を防げるとしている。



（3）最低賃金の労働市場での位置付け

最低賃金の米国労働市場における位置付けを確認しておきたい。2012 年時点で、就業者数（家計調査）は 142,469 千人。このうち、自営業者・家庭内労働者が 9,639 千人で全体の 6.8% を占め、残りの 93.2% が被用者（wage and salary workers）である。被用者 132,830 千人のうち、時給制は 75,276 千人で被用者全体の 56.7%。このうち、最低賃金と同額もしくはそれ以下^{（注 5）}の時給制被用者は 3,550 千人であり、時給制被用者全体の 4.7% を占めている（第 2 表）。換言すると、就業者全体に占める最低賃金以下の就業者の割合は 2.5% である。

なお、最低賃金以下の時給制被用者は、就業形態別にみるとフルタイムが 36% でパートタイムが 64%、性別にみると男性が 36% で女性が 64% となっている^{（注 6）}。

（注 5）最低賃金以下での雇用が可能となる例外規定は、勤務日数が 90 日以内で 20 歳未満、障害者、フルタイムの学生、など。

（注 6）フルタイム就業者は週に 35 時間以上勤務、パートタイム就業者は 35 時間未満勤務。就業者のうちフルタイムは 114,809 人（80.6%）、パートタイムは 27,661 千人（19.4%）。

第2表:年齢別・性別・就業形態別にみた最低賃金以下の時給制被用者数(2012年)

	時給制被用者数(千人)				最低賃金以下の割合(%)
	全体	最低賃金以下	最低賃金	最低賃金未満	
合計(16歳以上)	75,276	3,550	1,556	1,984	4.7
年齢別					
16-24歳	14,909	1,797	862	935	12.0
25歳以上	60,367	1,753	704	1,049	2.9
性別					
男性(16歳以上)	37,113	1,263	567	696	3.4
男性(16-24歳)	7,454	673	333	340	9.0
男性(25歳以上)	29,659	591	235	356	2.0
女性(16歳以上)	38,163	2,287	999	1,288	6.0
女性(16-24歳)	7,455	1,124	529	595	15.1
女性(25歳以上)	30,708	1,163	470	693	3.8
就業形態別					
フルタイム	54,745	1,261	501	760	2.3
男性	30,052	491	197	294	1.6
女性	24,693	770	304	466	3.1
パートタイム	20,411	2,286	1,063	1,223	11.2
男性	6,998	772	370	402	11.0
女性	13,413	1,513	693	820	11.3

(資料)米国労働省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

最低賃金以下の時給制被用者を業種別にみると、「娯楽・宿泊・飲食」、「小売」、「教育・医療」が多い(第3表)。特に「娯楽・宿泊・飲食」は、雇用者数が13,747千人と非農業部門雇用者数(事業所調査、133,735千人)の12%にすぎないが、最低賃金以下の時給制被用者は1,819千人で全体(3,550千人)の半分以上を占めている。

第3表:業種別にみた最低賃金以下の時給制被用者数(2012年)

	時給制被用者数(千人)				最低賃金以下の割合(%)
	全体	最低賃金以下	最低賃金	最低賃金未満	
合計	75,276	3,550	1,566	1,984	4.7
民間	65,927	3,377	1,484	1,893	5.1
農業	775	35	17	18	4.5
非農業	65,152	3,342	1,467	1,875	5.1
鉱業	538	4	2	2	0.7
建設	4,277	29	15	14	0.7
製造	8,757	116	62	54	1.3
耐久財	5,399	57	27	30	1.1
非耐久財	3,358	58	34	24	1.7
卸売・小売	12,430	583	410	173	4.7
卸売	1,653	22	8	14	1.4
小売	10,776	561	402	159	5.2
輸送・公益	3,187	48	23	25	1.5
情報	1,190	35	21	14	2.9
金融	3,309	36	17	19	1.1
専門サービス	6,130	150	67	83	2.4
教育・医療	12,908	330	190	140	2.6
娯楽・宿泊・飲食	9,281	1,819	585	1,234	19.6
政府	9,349	173	82	91	1.9
連邦	1,767	16	7	9	0.9
州	2,576	60	35	25	2.3
地方	5,006	98	41	57	2.0

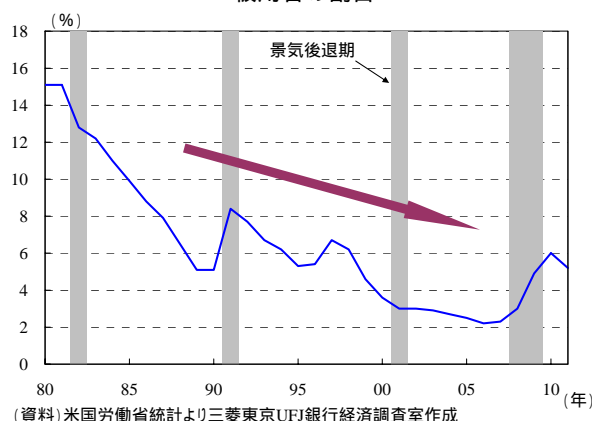
(資料)米国労働省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

時給制被用者に占める最低賃金以下の被用者の割合は、景気変動の影響を受けつつも趨勢的に低下しており、直近は4.7%である(第5図)。このため、過去に比べれば

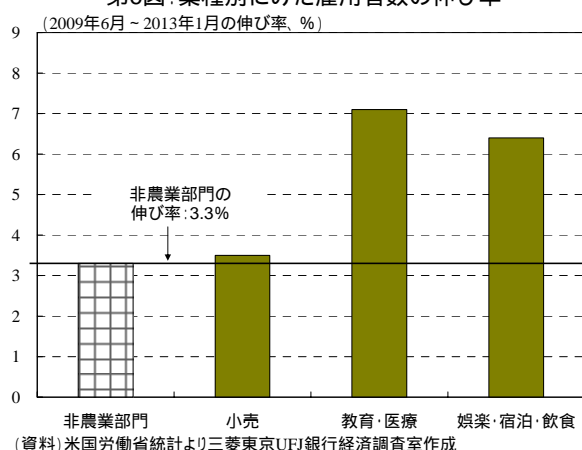
最低賃金の引き上げが直接的に雇用者所得を押し上げる効果は小さくなっている。

一方で、最低賃金以下の時給制被用者が多い業種（「娯楽・宿泊・飲食」、「小売」、「教育・医療」）は、2009年6月からの今次景気回復局面において雇用者数の伸び率が高い（第6図）。これらの業種で雇用の高い伸びが今後も続けば、最低賃金以下の時給制被用者が増加し、最低賃金引き上げの雇用者所得全体へ与える影響が大きくなる可能性もある。

第5図：時給制被用者に占める最低賃金以下の被用者の割合



第6図：業種別にみた雇用者数の伸び率



3. 最低賃金引き上げの米国景気への影響

最低賃金引き上げが経済へ与える影響は多岐にわたるが、ここでは短期的な経済成長率へ与える影響を考察する。この影響は、プラス面の「最低賃金上昇による雇用者所得の増加(直接効果)」、「最低賃金以外の賃金上昇による雇用者所得の増加(間接効果)」とマイナス面の「雇用機会喪失による雇用者所得の減少」を比較し判断することになる。

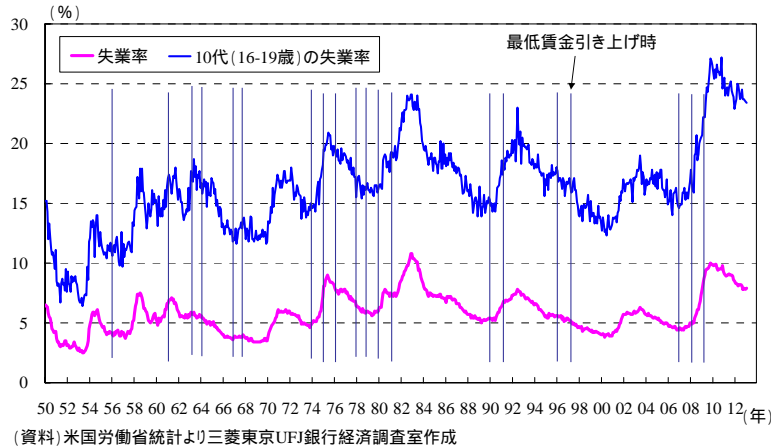
プラス面の「直接効果」について、最低賃金引き上げ(7.25ドル→9ドル)による直接的な雇用者所得の押し上げ幅は124億ドルと試算される^(注7)。実質GDP(2012年時点で13.6兆ドル)比では0.1%であり、最低賃金の引き上げが2013年から15年にわたり3年間で実施されるとすれば、年あたりは0.03%である。低所得層は消費性向が高いとはいえ、最低賃金引き上げの直接的な影響は大きくなさそうだ。

マイナス面の「雇用機会喪失」については、これまでの最低賃金引き上げ時の失業率など、過去の動向をみても影響の有無は判然としない^(注8)(第7図)。

(注7) 7.25ドルから9ドルへ24%の最低賃金引き上げが実施され、最低賃金以下で働いている就業者の年収に限り24%上昇すると想定。最低賃金で働く労働者の年収は、14,500ドル(ホワイトハウス発表)を使用。ここでは最低賃金未満の労働者の年収も14,500ドルとした。

(注8) 国や州、業種ごとに様々な実証分析が行われているが見解は定まっていない。例えばシカゴ連銀の2011年の分析によれば、最低賃金の1ドルの引き上げはその後1年間の所得を1,000ドル増加させ、借入が増える結果、消費を2,800ドル増加させるとしている。

第7図:失業率の推移

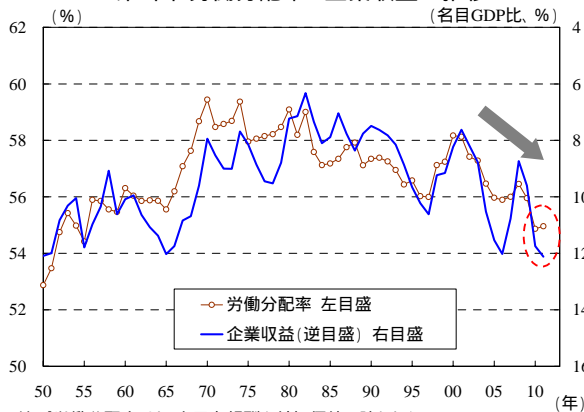


現在の環境下で、プラス面の「間接効果」とマイナス面の「雇用機会喪失」は影響がどの程度出るのでしょうか。

プラス面の「間接効果」は、依然として高失業率で労働市場の需給が緩和的なため、それほど期待できないであろう。一方で、マイナス面の「雇用機会喪失」も限られそうだ。労働分配率が55%程度と低水準ななか、企業収益は2兆ドル(名目GDP比12%)程度と高水準である(第8図)。このため、企業サイドに最低賃金上昇の受け入れ余地がないわけではない(注9)。また、企業へのアンケート調査結果からは、雇用を拡大する判断基準として、労働コストの現行水準はさほど重視されていないほか、従業員が逼迫しつつある様子も伺われる(第4表)。現行水準からの最低賃金引き上げであれば、雇用の削減や予定していた採用を抑制する動きは少なそうだ。

(注9)低価格帯商品を中心に扱う大手小売企業のCEOなどは、低所得層の消費増加に繋がるとの見方から、最低賃金引き上げに賛同を示している。なお、このような企業自身が、最低賃金引き上げ後に自社の雇用を抑制することはないであろう。

第8図:労働分配率と企業収益の推移



第4表:企業へのアンケート調査結果
(雇用を増やす際に重視する要因)

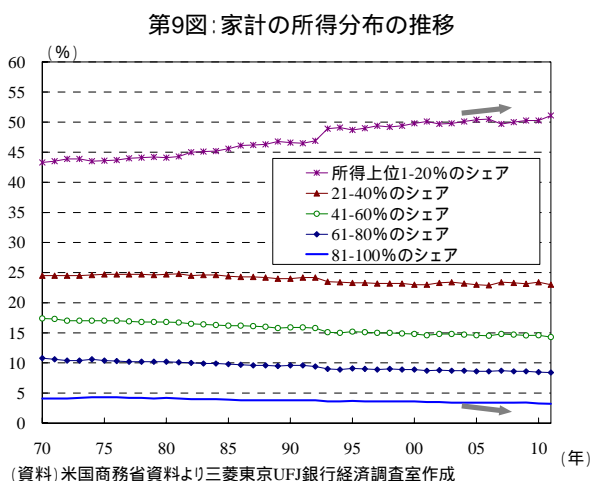
	2013年			2012年		
	回答割合(%)	回答割合(%)	回答割合(%)	回答割合(%)	回答割合(%)	回答割合(%)
売上見通しの改善	72	16	8	65	4	0
雇用の過剰削減	4	4	0	0	2	2
過剰労働	8	32	4	4	28	13
スキル不足	8	12	24	4	22	11
労働コストの低下	0	0	0	0	0	2
不確実性の低下	0	12	8	9	7	13
資金調達環境の改善	0	4	16	4	9	17
その他	8	4	0	9	4	2

(注)調査対象は、ニューヨーク連邦準備銀行製造業景況感指数と同じ。

(資料) ニューヨーク連邦準備銀行資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

4. おわりに

オバマ大統領による最低賃金引き上げ提案は、間接効果が限られる環境下、経済成長へ与える影響は大きくならない見込み。一方で現行水準からの引き上げであればマイナスの影響も小さく、拡大している格差（不平等）縮小などへの寄与も鑑みれば実施が望まれる（第9図）。



以上

(H25.3.13 栗原 浩史 hiroschi_2_kurihara@mufg.jp)

発行：株式会社 三菱東京UFJ銀行 経済調査室
〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。